

闘う者は負けるかもしれない。だが、・・・

——裁判報告会草稿

2015.11.30
三井マリ子

本日の、裁判報告会にあたって、私は、なんで裁判を起こしたのだろうか・・・と改めて考えてみました。

松浦大悟さんの行動に、初めてQuestion markがついたのは、2012年12月21日の夕方のことでした。

その5日前が投票日でした。私は予想通り落選しましたが、覚悟の上でしたから、12月21日までは、「さあ、これからだ」と自分に言い聞かせ、気持ちを奮い立たせようとしていました。秋田を男女平等の社会にするために頑張るぞ、と本気で思っていました。

私は1人で自宅兼事務所にいました。そこに突然、松浦議員は秘書や党幹部ら4人を引き連れて、今晚は、も言わず上がりこんできました。そして口々に、私をののしり始めました。その発言をおおざっぱにまとめると、こんな調子です。

「あなたの人格が悪いから、誰も寄りつかない」

「票が減るから、もう連絡をしてくるな」

「あなたもあなたの友人たちも選挙違反をしている、家宅捜査だ、連座制だ」

「ここは12月いっぱい閉める」

私は恐怖で震えあがりました。つるしあげは、2時間近くに及びました。私は、選挙活動でへとへとでした。そこへ、このつるしあげです。ノックアウトでした。数日後、私は「12月29日に秋田を去る」と彼にメールを送りました。

今にして思えば、相手の思うつぼだったのでしょうが、その時は、ここにとどまっては次に何をされるかわからないという恐怖心でいっぱいでした。

すると、さらに追い打ちをかけるように、12月27日、3人の秘書が、またも約束なしに、自宅兼事務所に入ってきました。

目的は、「政党交付金」の残りを、翌年に繰り越すための銀行口座の開設でした。私は、秋田3区の政党支部——第3総支部——の最高責任者ですので、私のハンコと身分証明書を、私から借りなければならなかったのです。

秘書たちは「新しい口座を作らなければ、三井さんが罰せられます」と虚偽を言って、私に開設をせまりました。私は、新口座を開くのなら、「選挙の収支を教え

てほしい、残金を概略でいいから」と頼みました。でも無視されました。

2日後、私は長野の自宅に帰りました。しばらく寝込んでしまいましたが、1月6日、ヨロヨロと起きあがって、松浦議員に「選挙収支を見せてほしい」という手紙を書きました。回答はありませんでした。催促の手紙を出しましたが、なしのつぶてでした。

不審感が募ってきました。ここから、私の調査活動が始まりました。

自宅のある長野から横手までやってきて、選挙管理委員会に行きました。自分の選挙の収支報告書を閲覧しました。次に、秋田銀行に行きました。そんな調査を何回か続けているうちに、奇妙な事実が次々とわかってきました。

一方、松浦さんたちは、こちらの度重なる問いに答えず、もうハナから私をバカにする態度が見え見えでした。泣き寝入りするだろうと思っているようでした。私は、もう、裁判に訴えるしかない、と思いました。

こうして、ついに近江法律事務所の呼び鈴を鳴らしました。法廷で、真相を解明する道を選んだのです。

裁判は、先日、不本意ながら和解しました。しかしこの裁判は、私にたくさんのことを教えてくれました。今日は時間に限りがありますので、2つ申し上げます。

第1は、秋田銀行と松浦大悟事務所のなれあいです。

年内に横手を引き払うため、荷物の整理をしていたのですが、本棚に、切り貼りしてコピーした奇妙な一枚の書類を見つけました。その書類には、私が代表名義である政党支部に1300万円の「政党交付金」が振り込まれたと書いてありました。ところが、12月27日に受け取っていた政党支部の銀行口座のコピーを見ると1200万円の入金しかありません。100万円足りません。

なぜだろうと思いました。2月になって、もしかして私の知らない口座があるのではないかと思い、秋田銀行に電話をして調査を依頼しました。すると秋田銀行は「ありました。民主党秋田県第3総支部交付金受入口代表三井マリ子という口座です」と言うのです。

松浦事務所は私の知らない「隠し口座」を作っていたのです。私は、有印私文書偽造同行使・詐欺罪で、秘書を横手警察署に告発し、警察は捜査を開始しました。はじめ、警察にはやる気が感じられました。ところが、ある日、警部補は「銀行が被害届を出そうとしない」と言い出しました。詐欺罪は銀行が被害届を出さないと成立しないというのです。

これに関連して、もうひとつ、変なことがありました。私名義の銀行口座を松浦さんの秘書が開設するには、私の委任状が必要です。しかし、私は委任状を書いていません。警察は、近江弁護士と私に、こうやってきました。「銀行は『委任状を見せられたが返した』と言ってます」。

委任状は、見たら返すようなものではありません。細かい事は省略しますが、結論から言うと、松浦事務所は、委任状なしで私名義の口座の開設をしていました。秋田銀行と松浦事務所になれあいがなければ、こうはなりません。これでは銀行が松浦秘書を告訴しないのも当たり前です。こうして、警察の通帳詐欺容疑の捜査は終わってしまいました。

第2は、政党交付金の問題です。

政党交付金は、貧乏人から大金持ちまで、日本の全国民から等しく、1人250円を集めた血税で成立しています。

基礎となる法律は、政党助成法です。これは政党の健全な発展のために、設けられたはずでした。ところが、ザル法だとわかりました。

1年ほど前のニュース思い出して下さい。やれ、ワインだ、うちわだ、カレンダーだ、SMバーだ、キャバクラだ、と騒がれた大臣や議員がいましたね。

ワインは小淵優子経済産業大臣、うちわは松島みどり法務大臣、カレンダーは私と同じ、ここ3区から出た御法川のぶひで議員、SMバーは、小淵大臣が辞任した後に就任した宮沢洋一経済産業大臣。

そして、キャバクラは、東京都板橋区から出た太田順子さんの選対を務めた民主党区議会議員たちです。これは太田さんのホームページに載っています。太田さんの場合は、間違いなく政党交付金がキャバクラに使われていました。

しかし、自民党の場合は、政党交付金の他に、パーティー券や企業献金が混ざっていますので、一般市民にはカネの出所もよくわかりません。

恐ろしいのは、これらの行為は小淵さんの元秘書以外、今のところ、法的に罰せられることがないという事実です。

さて私の場合に戻ります。秋田3区の民主党支部に、1300万円の政党交付金が出ました。ところが、松浦議員の秘書たちは、「政党交付金は選挙に使えない」と私に何度も言ったのです。

今なら、ただちに「違います。政党交付金は秋田3区で私を当選させるための資金

です。他に何に使うんですか」と言い返せます。でも当時、私は政党交付金にまったく無知でした。雪の中をはいずり回っての選挙運動で心神耗弱状態。まるで「振り込め詐欺」の被害者みたいで、強く反論ができませんでした。

ところが、です。「政党交付金は選挙に使えない」と言った、当の松浦さんの秘書たちは、松浦さんの参議院選挙では、政党交付金をバッチリ使っていました。

では、私の選挙に政党交付金を使えないのなら、どこからカネを出したか。松浦さんの秘書たちは、「松浦の現金で立て替えて払った」と言うのです。立て替えたのだから、私が返さなくてならず、「私の個人口座」と「私の後援会口座」のカネで返済してもらい、と言いだしたのです。

要するに、私が代表の秋田3区の政党支部が受けとった政党交付金にはできるだけ手をつけなかったため、当然、政党交付金は余ります。余ったら、最高責任者である私の采配で使えます。でも、私が秋田から追い出されたら、どうなるのでしょうか。実は、松浦大悟秋田県連代表たちが使えるようになっているのです。

ことほどさように政党交付金の使い道は、めちゃめちゃが通ってしまうのです。

私は、今では、現行の政党交付金は百害あって一利なし、と断言できます。黙っていても千万円単位のカネが、議員や候補に振り込まれるのですから、広告会社に大金を支払って、広告をバンバン打って名前を露出し、イメージアップを図った者が勝ち、ということになります。

この政党交付金を残したいがために、私はダシに使われたのだから、これは私に対しての背信行為だけでなく、秋田3区の皆さんに対する背信行為だ、と私は裁判で主張しました。しかし、和解をしたので、「松浦さんは、なんでそんなことしたのだろうか」という動機は、謎のままになってしまいました。この部分は、灰色の雲のかなたに見えなくなってしまったのです。

でも、裁判長の和解文によれば、私名義の銀行口座のひとつが「隠し口座」だったこと、「政党交付金は選挙に使えない」と間違ったことを言ったこと、選挙収支報告書を私に見せなかったこと、私が会議の開催を要求しても開かなかったこと、などなど、選挙後に「不適切な行為」があったこと、は認められました。

さて、この訴訟の総括です。

民主党秋田県連の金庫に眠っていた、私の供託金300万円は、私に戻されました。私は、これを「秋田おばこのデモクラシーを考える」ためにと、すでに会を立ち上げております。政党交付金の残金440万円も戻ってきましたので、これは、松浦さんたち秋田県連に使われないように、国庫に返還しました。そして政

党交付金の問題点も、知ることができました。

こう整理しますと、この裁判は「辛くも判定勝ち」と言うところかなと思います。

もう時間がきましたので、最後に、私の好きな、英語の座右の銘で締めさせていただきます。これは、ナチスから市民権を剥奪されても不屈の精神で闘ったドイツの劇作家・詩人ブレヒトの言葉です。

Those who fight can lose. Those who don't fight have already lost.

日本語に訳しますと、こうです。

「闘う者は負けるかもしれない。だが、闘わない者は初めから負けているのだ」

闘ってよかったと思っております。近江先生、森田先生、横手のみなさん、秋田の皆さん、お集りの皆さん、本当にありがとうございました。